

人のうごき

令和8年6月届出分を掲載（希望者のみ）

おくやみ

柳瀬 美重子さん	75歳	南町
岩崎 松雄さん	90歳	北2の1
渡邊 禮子さん	88歳	緑町
太田 徹さん	71歳	港町
岡田 博さん	88歳	南5の1
山川 松雄さん	96歳	南1の1

人口と世帯数（6月末）

人 口	5,663 人	（－10）
男	2,760 人	（－10）
女	2,903 人	（ 0 ）
世帯数	3,254 世帯	（＋6）
（ ）は前月比		

羽幌町の情報をSNSで発信中！

町ではまちの魅力やイベント情報などをSNSを活用して発信しています。ぜひ、ご覧ください。

羽幌町公式Instagram
はこちら



「活用ソーシャルメディア一覧」
はこちら（町ホームページ）



戸籍の届出について

戸籍の届出は休日にも対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。（☎ 68-7003）

今月の表紙

6月6日（土）に開催された羽幌小学校運動会の最後のプログラムを飾った、5・6年生による全員リレー。1秒でも早く次の走者へバトンを繋ごうと駆け抜ける児童たちの姿は、ほかの児童たちやご家族にたくさんの感動を与えたことでしょう。



まちの法律

ひまわり便り



「引っ越しただけでは終わらない？」

～不動産の住所変更登記の義務化～

引っ越しをしたとき、多くの方は、住民票、運転免許証、銀行、保険などの住所変更を思い浮かべるといいます。しかし、土地や建物を所有している方については、もう一つ忘れてはいけない手続きがあります。不動産登記簿上の住所や氏名を、現在のものに直す「住所等変更登記」です。

これまでは、不動産の所有者が引っ越しをしても、登記簿上の住所を変更する登記は義務ではありませんでした。そのため、若いころに土地を購入したとき、住所がそのままになっていたり、結婚や離婚で氏名が変わったのに登記簿が古いままになっていたりすることが珍しくありませんでした。

この制度は、所有者不明土地問題への対応として、令和3年に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」による不動産登記法改正の一部です。令和8年4月1日から、所有権の登記名義人は、住所、氏名、名称に変更があった場合、その変更があった日から2年以内に変更登記を申請することが義務になりました。正当な理由なく申請を怠ると、5万円以下の過料の対象となる可能性があります。

注意が必要なのは、令和8年4月1日より前に住所や氏名が変わっていた場合も対象になることです。この場合は、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。親から相続した不動産の登記を見たら自分の住所が古い、というような場合には確認が必要です。

登記簿の住所が古いままだと、すぐに困らないように見えるかもしれませんが、将来その不動産を売却する、担保に入れる、相続人に引き継ぐ、境界や管理の問題が生じる、という場面で手続きが滞ることがありますし、所有者不明土地が増える原因にもなります。

負担を軽くする制度として、「スマート変更登記」も始まっています。あらかじめ検索用情報を申し出ておくと、法務局が住民基本台帳ネットワークシステムの情報を確認し、個人については本人の了解を得た上で、職権で住所等の変更登記を行う仕組みです。ただし、売却などで早急に登記を直す必要があるときは、自分で変更登記を申請する必要があります。

まずは、ご自宅、実家、山林、畑、空き家など、自分名義の不動産の登記内容を一度確認してみてください。昔の住所のままかもしれないと思ったら、法務局の手続案内を利用するほか、司法書士や弁護士に相談し、早めに手続を進めることをおすすめします。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341



広報はぼろ 令和8年7月号 No.757 発行 羽幌町 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地1 編集 地域振興課
電話 0164(68)7013 FAX 0164(62)1219 メール c-kouhou@town.haboro.lg.jp ホームページ www.town.haboro.lg.jp